

## 入院時の食事療養費について

当病院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

### 1食当たりの負担額（令和8年6月～）

一般			550円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ (入院90日超)		270円 (220円)
	低所得者Ⅰ	70歳未満 (入院90日超)	270円 (220円)
		70歳以上	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			330円